

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所会議室等の外部使用 に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所固定資産貸付規程（平成29年4月1日規程第54号。以下、「固定資産貸付規程」という。）に基づき、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下、「産技総研」という。）の会議室等の外部使用手続き等について必要な事項を定めるものとする。
(使用の範囲)

第2条 産技総研総務部長（以下、「総務部長」という。）は、産技総研の業務に支障のない範囲において、会議室等の空き時間について外部使用を促進し、自主財源の確保を推進するため、県民等が会議等を行う場合に会議室等の使用を許可することができる。

2 使用できる会議室等の定員及び使用料は、別表のとおりとし、使用料は、会議室等使用許可書に記載の方法により徴収する。

(申請手続き等)

第3条 会議室等を使用しようとする者は、会議室等使用許可申請書(第1号様式)により申請を行い、総務部長の許可を受けなければならない。

2 使用許可を受けた後に、使用目的その他の許可申請内容に変更を生じたときは、ただちにその旨を総務部長に申し出て、新たに許可を受けなければならない。

3 会議室等の使用許可申請において、同一団体が2日以上に渡って連続して使用しようとするとき、又は定期的に使用しようとするときは、その申請を受け付けない場合がある。

(申込期間)

第4条 会議室等使用許可申請書の受付は、使用する日の2箇月前から1週間前までとし、その受付時間は産技総研開所日の9時から12時及び13時から17時までとする。

(使用時間等)

第5条 会議室等の使用を許可することができる時間は、産技総研開所日の9時から17時までの間で、1回の申請につき最低2時間以上とし、2時間を超えて以降は1時間単位で許可するものとする。

(使用許可)

第6条 総務部長は、会議室等の使用を許可したときは、会議室等使用許可書を申請者に交付する。

2 許可を受けて会議室等を使用する者（以下「使用者」という。）は、会議室等使用許可書を総務部総務課に提出し、許可内容の確認を受けてから使用しなければならない。

3 前項に定める使用許可を受けて会議室等を使用している場合であっても、施設管理上の必要性などから産技総研職員がその会議室等に入室することを妨げてはならない。

(使用の取消し)

第7条 使用許可申請又は使用許可書の交付を受けた後に、使用しなくなったときは、ただちにその旨を総務部長に申し出て取り消しの手続きを行わなければならない。

(使用の不許可)

第8条 次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 産技総研の業務の遂行に支障があると認められるとき。
- (2) 産技総研施設の管理上支障があると認められるとき。
- (3) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (5) 営利行為、その他特定の人又は団体の利益に供するおそれがあると認められるとき。
- (6) その他、総務部長が不相当と認めるとき。

(使用許可の取り消し)

第9条 次の各号の一に該当するときは、総務部長は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 会議室等使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) この要綱に定める事項、又は使用許可時の注意事項に違反したとき。
- (3) 災害その他不可抗力により、会議室等の使用ができなくなったとき。
- (4) その他、総務部長が特に必要と認めるとき。

2 前項の措置によって損害が生ずることがあっても、総務部長及び産技総研はその責を負わない。

(使用料の減免)

第10条 総務部長は、公用、公共用又は公益上必要と認められる場合は、固定資産貸付規程第10条の減免の基準に基づき、使用料を免除又は減額することができるものとする。

2 前条の規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、固定資産貸付規程第11条の規定に基づき、資産貸付料減額・免除申請書(様式第2号)を総務部長に提出しなければならない。

(使用者の管理義務及び禁止行為)

第11条 使用者は次の各号に定める行為をしてはならないほか、会議室等を善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、その使用後は、使用許可時の注意事項に従って措置しなければならない。

- (1) 会議室等での飲酒、又は飲食行為。

(2) 音楽の演奏等みだりに大きい音をたてる行為。

(3) その他、総務部長が不相当と認める行為。

(原状回復)

第 12 条 使用者は会議室等の使用を終了し、又は使用の許可の取り消しを受けたときは、速やかに原状に復し、産技総研職員の確認を受けなければならない。

(地位の譲渡等の禁止)

第 13 条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に使用させることができない。

(損害賠償)

第 14 条 使用者は、会議室、その附属設備又は備品等を破損するなど、産技総研に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 15 条 前各条に定めのない事項、その他会議室等の使用に関して必要な事項は、固定資産貸付規程によるほか、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 29 年 5 月 29 日から実施する